



Title	沖縄関係21 返還交渉前史（対米・対内）（大臣訪米の際の安全保障及び沖縄・小笠原問題に関する協議について 外務省外交史料館レファレンス番号：H223605）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(4)No.8 公開日：平成23年2月18日 外務省外交史料館管理番号：2011-0024 CD・DVD番号：H22-021
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43734
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

本庄跡木の森の安全保障及び井窪小産家の類
に附する地帯に在りて

極 秘
無 期 限
5 部 の 内
/ 号

外務大臣訪米の際の安全保障
及び沖縄、小笠原問題に関する協議について
昭和42 9.20
北米局長

9月13日より3日間にわたる第6回日米閣僚会議並びに外務大臣と副大統領(15日)、国務長官(14日、16日)及び国防長官(15日)との会談を通じ、わが方の観取せるところを大要下記のとおり報告する。

記

1. 全般的印象

- (1) 米政府においては、ベトナム戦争の目的達成のため不動の決意を有するとともに、同時に世界の平和と安定に対する責任は、独り米国のみならず、各国が公平にこれを分担すべきであるとの考えを、各要人ともひとしく強い調子で強調した。このことは、閣僚会議の冒頭国務長官が、平和というものはこれを当然のこととして受取つてよいものではなく、各国が平和を作り上げて行く努力をしなければならぬと繰返し述べたところよりも感

得されたが、さらに以下の諸発言において特に明らかであつた。

- (1) ホ・チ~~ン~~・ミンが米国の意見が弱化したとの印象をえているなら遺憾である。ジョンソンが大統領である限りわれわれは退かない。米国が好戦的だといふのではない。人々が米国の意見を理解することを望む。米国内に意見の不一致はあるが、反対意見は米国が撤退することを望んでいるのではない(副大統領)。
- (2) もし米国がベトナムを捨てるようなことがあれば、NATO条約や、日米安保条約や、米韓、米比等の相互防衛条約は全く無意味となる。北ベトナムは米国民を感傷的な人道主義者であると考えたら誤りである。米国民は正しい目的のため一度決意すればあくまでこれを貫徹する苛酷なさを持つている(国務長官)。
- (3) ベトナムの戦争は長期的な緩慢的な消耗戦になると思う。いついかなる形で紛

争が終結するかは予言できないが、米国の力は巨大であり、究極的には成功する（国防長官）。

(4) われわれは同盟国に対し、一旦緩急の場合、開戦後ノ時間以内にノ億の米国民の生命を賭けることを誓約している。これは人類生存の問題であり、自分がゴルフをしているときでも常に傍に無線受信機を携えているのもそのためである（国防長官）。

(5) 米国内には自分のみが他からの政治的、軍事的支援なしに単独で重い責任を負わされているとの感じが強まりつつある。国民は自分達のなすべき以上のことを要求されており、今後再びそのようなことがあつてはならないと感じはじめている（国防長官）。

(6) キューバ危機の際、³⁴米諸国やNATOが完全に足並みを揃えたことがブルシチフに誤算を避けさせる一助となつた。アジアにおいても連帯の意識が確立すれば、安全保障の面からも抑止力として重要な意味

がある（国防長官）。

(1) 米国は自由世界の防衛のためであつてもこれ以上国際収支上の重圧を米国のみで引受けて行くことはできなくなつてきている（国防長官）。

(2) 思うに米政府の閣僚が、政府の心境をこれほどはつきりとわが方の閣僚に対して強く表明したことは、これまでなかつたのではないかと思われる。ヴィエトナム戦争の目的達成に対する堅い決意と併せ考えると、これら米政府指導者の平和と安定に対する責任分担の訴えは、これを米国の弱味の告白とか、焦弊の姿として解すべきではなく、わが方としてはむしろヴィエトナム戦争後に当然予想されるべき米国内の反動、すなわち、²アジアより責任解放への動きをいかにして最少限に止め、もつてわが国を含む極東の安全のため米国の抑止力を保持する³方を深く考えおかなければならないであろう。

2 安保条約について

- (1) 安保条約については、外務大臣より、1970年以後においてもこれを堅持する考えなる旨を簡単に言及したのみであつたが、これに対して米側よりは、条約の継続自体は同意見であるが、条約継続をただ当然のこととして扱うことなく、日本としても極東の平和と安定のためさらに積極的役割りを果たすことにより、負担の均衡を示すことを期待する趣旨を強く示唆した。すなわち、
- (イ) 自衛力が増強されるなら^は米国のよい印象を与えるであろう。米国は日本が攻撃された場合、これを援助することを約束しているが、われわれはパートナーが強力であることを望んでいる(国務長官)。
- (ロ) 米国は台湾、韓国、フィリピン等と相互援助条約を結んでおり、われわれに関する限りこれら条約を廃棄せよという圧力はない。現存条約を続けて行くことには強固な基礎がある。日米安保条約についても、わ

れわれが両国内の論議にまき込まれないよう、変更なくそのまま続けられることを希望する(国務長官)。

- (ハ) 自分は安保条約の継続を希望するが、それは行政府としての希望にすぎない。先般も日本の政治指導者の一人が米国のヴェトナム政策を批判しつつ、他方米国との安保体制を継続したいと述べたことがあるが、かかる二律背反の立場は長くは認められない。米国民が他国は米国によつてフリー・ライドを与えられていると考えはじめていくことは米国政府にとつて重大な問題である(国防長官)。
- (2) 安保条約において米国が一方的に日本防衛の義務を負っているという点は、同条約の米国議会審議の過程においてもしばしば問題にされたが、前記米側発言から窺知される米国内の空気からして、安保条約が問題にされれば、この問題が再び浮び上つてくることは当然予想されることである。安保条約上米国

の日本防衛義務に見合う日本の約束は、極東の平和と安全のために米軍に日本の基地使用を認めるといふ第6条にあるのであつて、安保体制堅持のためには今後は第6条の性質について日本国内における啓蒙が必要である。さらに1970年の措置については、条約を改訂して新たに固定期間を設ける等の考え方は、今から軽々に論ずるべきではないであろう。

3. 沖縄、小笠原問題

- (1) 沖縄、小笠原問題については、大臣より、この問題が日本国内できわめて重大な問題である所以を詳細に説明され、特に本年秋の総理訪米の際に1つの前進を示す必要があり、その1つの考え方として、従来米国の態度は、極東の情勢が平静化した際において、これら諸島の返還を実現するということであつたが、極東の情勢は今日のごとくして平静化の時期を予断することもできず、よつて平静化を待つことなく、現在のごとき情勢下においても、

施政権を返還することを目的として日本と協議するとのふみ切りをつけるよう、強く先方の考慮を促された。

- (2) 以上に対する米側の応答は次のようであつた。

(1) 根本的な問題

- (a) 米国は日本のみならず多くの諸国に安全保障上のコミットメントをしている。

この誓約は人類生存に関する問題であり、この水準の問題で大統領と総理が明確に認識し合うことが根本的な問題である。過渡的な政治的^{困難}困難の故に究極的な安全保障の問題に制限を与えることとはできない(国務長官)。

- (b) 安保条約が日米の利益の相互性に基づかなければならぬと同様、沖縄についてもそのとおりである。問題は日本が共同防衛について米国になにをしてほしいと考えるかであつて、もし日本側の支持がなければ沖縄からの行動ができない形と

なるとすれば、日本が米国の沖縄からの行動について、~~大~~層大きな責任を分担してもらえるであろうか（国防長官）。

(f) 戦略上の問題

(a) 米国は日本はじめ極東諸国に安全保障上のコミットメントを与えている。基地に対して政治的制約が課されて基地がみせかけだけとなり、有効な遂行手段を伴はない責任のみを負わされるようなことは受諾できない（国務長官）。

(b) 重要なことは抑止力の諸要素を最大限に活用しうることである。いかなる取極めも北京にとつてきわめて明快なものになければならない（国務長官）。

(c) 中共の核能力は大體推定どおり進んでいるが、日本は米国が日本を防衛すること、中共を抑止することを望むのかどうか、望むとすれば、米国はどこにその能力を持ちうるか。そうすれば沖縄を一つの可能性として考えざるをえない（国防長官）。

(d) 軍事的には日本防衛のためポラリス及び沖縄に基地をおく他の核が必要であるという事は疑いない。問題は日本がそのような形で防衛することを望んでいるか、そうでなければほかに方法があるかということであり、もしほかに方法がなければ最も根本的な問題にぶつかるわけである。米国はこの問題を決定することはできない。これは日本自身が決定しなければならないのである（国防長官）。

(g) 世論の問題

(a) 沖縄に対する日本の世論は承知しているつもりであるが、米国にも世論がある。単に沖縄基地とベトナムとの関係、基地の抑止力といった問題だけでなく、沖縄問題に対する心理の問題である。この観点からは日本の自衛力増強、アジア自由諸国の連帯への貢献が重要であろう（国務長官）。

(b) 核については米国が「使いうる」という選択を有することが重要である。日本にお

けるこの問題のセンシティブイティは米国が責任を持ち続けるべきであるとの方向を指向しているのではないか。米国側のセンシティブイティは米国が遂行する手段なしに責任を負うことを期待されるという点にある（国務長官）。

(c) 第三国に対する影響の問題もある。中共の現状の下で韓国、台湾、フィリピン、並びに中共自体は米国のコミットメントの後退とは考えないであろうか（国務長官）。

(二) 時期の問題

(a) 自分は大統領選挙、ヴェトナム、米議会の動向等からして、米国政府がたとえば1969年以前に結論に達しうるとは信じられない。近い将来に返還は不可能である。従つてパーシャル・ステップが必要である（国務長官）。

(b) 米国が返還するであろうことは明らかであるが、大統領選挙前に時期についてはつきり約束することは憲法上の問題ともなり

るので不可能である（国務長官）。

(三) とりうる措置

(a) 沖縄、小笠原を日本に返還するであろうことを明確にするなんらかのフォーミュレーションについては喜んで協議に応じたい（国務長官）。

(b) 日本側でいくつかの案を作り、これを双方で話し合い、米側は安全保障、米国の世論等の観点から検討するということにはどうか（国務長官）。

(c) 根本的な問題に悪影響を及ぼすことなく、双方の世論に受諾可能な道を見出し、熟をさませたい（国務長官）。

(3) 以上を通観するに、米側においては安全保障に関する基本的な認識と協力の問題について十分の意思疎通のあることが先決問題であるとの堅い立場を押し、沖縄問題の日本における重要性は認識しつつも、上記の意思疎通を前提として安全保障に支障をきたすことなき打開の方法を日本側において積極的に考えることを求めて

11/18

いるといふことができよう。わが国力の伸張に伴い、防衛問題に対する姿勢をはじめ、アジアにおける政治的、経済的分野における貢献等、わが国に対する責任は、不可避的に加重されて行くが、沖縄問題も米側の観点よりすればそのような趨勢の一環としてのみ採上げられるといふことである。今回の外務大臣と国務国防両長官との会談においては、もとより先方は大統領の決裁をえざる予備的段階の懇談として取扱つたが、沖縄のみならず、小笠原についても、総理訪米に当つては前記の諸点に対する十分の準備が必要である。